

○本庄市空き家除却補助金交付要綱

平成25年8月1日

告示第283号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本庄市空き家等の適正管理に関する条例（平成25年本庄市条例第19号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、空き家等のうち建築物を除却する者に対し、予算の範囲内で本庄市空き家除却補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付については、本庄市補助金等交付規則（平成18年本庄市規則第43号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象空き家)

第2条 空き家等のうち解体、撤去及び処分の補助の対象となる建築物（以下「補助対象空き家」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 市内に存し、昭和56年5月31日以前に工事に着手された建築物であること。ただし、昭和56年6月1日以後に増築又は改築されたものを除く。
- (2) 補助対象空き家並びに当該補助対象空き家と一体的な利用に供される敷地及び建築物が、1年以上使用のない状態であるもの
- (3) 公共事業等の補償の対象となっていないもの
- (4) 所有権以外の権利が設定されている場合は、当該権利の権利者から除却について同意を得ているもの
- (5) 国又は地方公共団体が所有していないもの
- (6) 本庄市木造住宅耐震改修等補助金交付要綱（平成22年本庄市告示第83号）に規定する補助金の交付を受けていないもの
- (7) 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）について、国又は地方公共団体から他の補助金等の交付を受けていないもの（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市税に滞納がない者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

（1） 補助対象空き家の登記事項証明書（未登記の場合は地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第13号に規定する家屋補充課税台帳）に所有者として記録されている者（以下「所有者」という。）

（2） 前号に規定する所有者の相続人（以下「相続人」という。）

2 前項の規定にかかわらず、補助対象空き家が複数人の共有又は相続財産である場合において、当該共有者全員又は相続人全員から当該空き家の除却について同意を得られない者は、補助対象者としない。ただし、補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）が、紛争等が生じた場合の誓約書（様式第1号）を提出する場合については、この限りでない。

（補助対象工事）

第4条 補助対象工事は、次のいずれにも該当するものとする。

（1） 補助対象者が発注する補助対象空き家の解体、撤去及び処分に係る工事であること。

（2） 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）第21条第1項の登録を受けた者が請け負う工事であること。

（3） 第7条第1項の規定による補助金の交付を決定した日以降に着手する工事であること。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象工事に要した費用（補助対象空き家の登記事項証明書又は固定資産家屋証明書に記載された床面積1平方メートルにつき1万円を限度とする。）に2分の1を乗じて得た額で、1敷地につき別表に定める額を限度とする。この場合において、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 申請者は、工事着手前に、本庄市空き家除却補助金交付申請書（様式第2号）に次に掲げる書類等を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 補助対象工事に要する費用の見積書
- (3) 現況写真
- (4) 相続人が申請する場合は、所有者との関係が確認できる戸籍謄本又は除籍謄本
- (5) 委任を受けた代理人が手続をする場合は、所有者又は相続人の委任状
- (6) 登記事項証明書又は固定資産家屋証明書
- (7) 適正管理に係る誓約書（様式第3号）
- (8) 補助対象工事を行う建設業者の建設業許可証の写し又は建設リサイクル法第23条第2項の規定による通知の写し
- (9) その他市長が必要と認める書類等

(補助金交付及び不交付の決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、及び補助金の交付の可否を決定し、本庄市空き家除却補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定をする場合において、必要があるときは、当該補助金の交付決定に条件を付することができる。

(変更又は中止)

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象工事の内容を変更しようとするとき、又は補助対象工事を中止しようとするときは、本庄市空き家除却補助金変更（中止）申請書（様式第5号）に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書の内容を承認したときは、補助金の交付の決定を変更し、又は中止し、本庄市空き家除却補助金変更（中止）決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による通知をする場合において、当初の交付決定内容又はこれに付した条件等を変更することができる。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、補助対象工事が完了したときは、速やかに本庄市空き家除却補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 工事完了写真
- (3) 工事を行った者の工事完了証明書
- (4) 工事代金領収書又は請求書の写し
- (5) 廃棄物処理に関する処分証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類等

(補助金の交付額の確定)

第10条 市長は、交付すべき補助金の額を確定したときは、本庄市空き家除却補助金交付額確定通知書（様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに本庄市空き家除却補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の請求があったときは、交付決定者に対して、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、本庄市空き家除却補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により交付決定者に通知するものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。

- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 補助対象空き家の存した敷地において、補助対象工事完了後、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第13条第2項若しくは第22条第2項又は条例第7条第2項の勧告を受けたとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、本庄市空き家除却補助金返還請求書（様式第11号）により既に補助した額の全部又は一部について返還を請求するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成28年6月28日告示第238号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成28年10月7日告示第370号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和2年3月31日告示第130号）

(施行期日)

1 この告示は、令和2年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の本庄市空き家除却補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に補助金の交付を申請する者について適用し、施行日前までに申請をする者については、なお従前の例による。

附 則（令和4年1月14日告示第18号）

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の規定により既に印刷済みの様

式については、当分の間、使用することができる。

3 前項の場合において、この告示により改正されたものについては、所要の修正をすることができる。

附 則（令和7年12月10日告示第415号）

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の規定により既に印刷済みの様式については、当分の間、使用することができる。

3 前項の場合において、この告示により改正されたものについては、所要の修正をすることができる。

別表（第5条関係）

| 区域区分 | 補助限度額 |
|---------------------------------|----------|
| 本庄市立地適正化計画(平成30年3月策定)に定める居住誘導区域 | 500,000円 |
| 居住誘導区域以外の区域 | 300,000円 |

様式第1号（第3条関係）

紛争等が生じた場合の誓約書

年　月　日

(あて先) 本庄市長

住所

氏名

(自署)

私は、本庄市空き家除却補助金を利用した補助対象空き家の除却にあたり、紛争等が生じた場合、責任をもって解決し、本庄市に対して一切の迷惑及び損害を与えないことを誓約します。

1 補助対象空き家の所在地

本庄市

2 補助対象空き家の所有者及び申請者との続柄

3 共有者又は相続人全員から同意が得られない理由

様式第2号（第6条関係）

本庄市空き家除却補助金交付申請書

年　月　日

(あて先) 本庄市長

申請者 住所
氏名
電話番号

本庄市空き家除却補助金の交付を受けたいので、本庄市空き家等の適正管理に関する条例第3条の趣旨を理解した上、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助対象空き家の所有者

住所

氏名

2 補助対象空き家の所在地

本庄市

3 構造及び床面積等

構造

床面積

m²

建築年

4 補助対象工事に要する費用

円

5 補助金申請額

円

6 申請額の算出根拠

補助対象工事に要する費用（見積額） 円①
床面積 $m^2 \times 10,000\text{円} =$ 円②
①②のうち金額の低い額 円 $\times 1 / 2 =$ 円③
③の額の 1,000 円未満を切り捨て、かつ、上限 万円が補助金申請額
円

7 工事予定期間

年 月 日 ~ 年 月 日

8 備考

本申請に係る事項について、市税に滞納がないことを確認することに同意します。

9 添付書類

- (1) 位置図
- (2) 補助対象工事に要する費用の見積書
- (3) 現況写真
- (4) 相続人が申請する場合は、所有者との関係が確認できる戸籍謄本又は除籍謄本
- (5) 委任を受けた代理人が手続をする場合は、所有者又は相続人の委任状
- (6) 登記事項証明書又は固定資産家屋証明書
- (7) 適正管理に係る誓約書（様式第3号）
- (8) 補助対象工事を行う建設業者の建設業許可証の写し又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第23条第2項の規定による通知の写し
- (9) その他市長が必要と認める書類等

様式第3号（第6条関係）

適正管理に係る誓約書

年　　月　　日

(あて先) 本庄市長

住所
氏名

私は、補助対象工事の完了後も補助対象空き家の存した敷地に動産又は不動産を有する場合には、本庄市空き家等の適正管理に関する条例に基づき、管理不全な状態とならないよう自己の責任において適正に管理することを誓約します。

1 動産又は不動産の種類

2 管理の方法

様式第4号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

本庄市長

印

本庄市空き家除却補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった本庄市空き家除却補助金について
は、次のとおり決定しましたので通知します。

1 決定内容

交付 • 不交付

2 交付決定額

円

3 補助対象空き家の所在地

本庄市

4 構造及び床面積等

構造： 床面積 m² 建築年

5 工事予定期間

年 月 日 ~ 年 月 日

6 条件

（不交付の場合はその理由）

様式第5号（第8条関係）

本庄市空き家除却補助金変更（中止）申請書

年　月　日

（あて先）本庄市長

交付決定者　住所
氏名
電話番号

年　月　日付け　　第　　号で交付決定のあった本庄市空き家
除却補助金について、下記のとおり変更（中止）したいので、関係書類を添えて
申請します。

記

1 補助対象空き家の所在地

本庄市

2 構造及び床面積等

構造　　　　　　　　床面積　　　　　　　m²　　　　　　　建築年

3 変更（中止）の内容

4 変更（中止）の理由

5 添付書類

- (1) 交付申請時の添付書類のうち、変更に係るもの（中止の場合は不要）
- (2) その他市長が必要と認める書類等

様式第6号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

本庄市長

印

本庄市空き家除却補助金変更（中止）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった本庄市空き家除却補助金変更（中止）申請については、承認し、次のとおり決定しましたので通知します。

1 当初交付年月日・番号

年 月 日 第 号

2 当初交付決定額

円

3 変更交付決定額

円

4 補助対象空き家の所在地

本庄市

5 構造及び床面積等

| 構造 | 床面積 | m ² | 建築年 |
|----|-----|----------------|-----|
|----|-----|----------------|-----|

6 条件

様式第7号（第9条関係）

本庄市空き家除却補助金実績報告書

年　月　日

(あて先) 本庄市長

交付決定者 住所
氏名
電話番号

年　月　日付け 第　号で交付決定のあった本庄市空き家
除却補助金について、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 補助対象工事に要した費用の総額

円

2 補助金交付決定額

円

3 補助対象空き家の所在地

本庄市

4 補助事業完了年月日

年　月　日

5 添付書類

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 工事完了写真
- (3) 工事を行った者の工事完了証明書
- (4) 工事代金領収書又は請求書の写し
- (5) 廃棄物処理に関する処分証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類等

様式第8号(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

本庄市長

印

本庄市空き家除却補助金交付額確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった本庄市空き家除却補助金については、次のとおり補助金の額を確定しましたので通知します。

1 交付決定額

円

2 交付確定額

円

3 備考

様式第9号(第11条関係)

本庄市空き家除却補助金交付請求書

年　月　日

(あて先) 本庄市長

交付決定者 住所
氏名
電話番号

年　月　日付け 第　号で交付額の確定のあった本庄市空
き家除却補助金について下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 円

2 振込先

| | | |
|------------------|--------|-----------|
| 振 込 口 座 | 金融機関名 | |
| | 支 店 名 | |
| | 口座の種別 | 普 通 ・ 当 座 |
| | 口座番号 | |
| | (フリガナ) | |
| | 口座名義人 | |

様式第10号（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

本庄市長

印

本庄市空き家除却補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した本庄市空き家除却
補助金については、次のとおり交付決定を取り消しましたので通知します。

1 取消理由

- 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたため
- 補助金を他の用途に使用したため
- 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したため
- 補助対象空き家の存した敷地において、補助対象工事完了後、空家等対策の推進に関する特別措置法第13条第2項若しくは第22条第2項又は本庄市空き家等の適正管理に関する条例第7条第2項の勧告を受けたため

2 取り消す交付決定の内容

| | | |
|---------|-------|-----|
| 交付決定年月日 | 年 月 日 | 第 号 |
| 既交付決定額 | 円 | |
| 既交付額 | 円 | |
| 取消金額 | 円 | |

様式第11号（第14条関係）

第 号
年 月 日

様

本庄市長

印

本庄市空き家除却補助金返還請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定した本庄市空き家除却
補助金については、次のとおり返還を請求します。

1 返還金額

円

2 返還期限

年 月 日

3 返還方法

4 返還事由

様式第 1 号（第 3 条関係）

様式第 2 号（第 6 条関係）

様式第 3 号（第 6 条関係）

様式第 4 号（第 7 条関係）

様式第 5 号（第 8 条関係）

様式第 6 号（第 8 条関係）

様式第 7 号（第 9 条関係）

様式第 8 号（第 10 条関係）

様式第 9 号（第 11 条関係）

様式第 10 号（第 13 条関係）

様式第 11 号（第 14 条関係）